

電子申告・納税等開始届出書（法人用）の記載要領等

- 1 この届出書は、国税電子申告・納税システム（以下「e-Tax」といいます。）により申告、申請・届出及び納税手続を行おうとする場合に提出するものです。
- 2 この届出書は、法人税の納税地（法人の支店等は各税法に規定する納税地）を所轄する税務署長に提出してください。
(注) 1 e-Tax の利用には、利用者識別番号及び暗証番号が必要になり、この届出書に基づいて、利用者識別番号及び暗証番号を通知します。
2 e-Tax のご利用に当たっては、「国税電子申告・納税システムの利用規約」（e-Tax ホームページ「<https://www.e-tax.nta.go.jp>」に掲載されています。）を必ずお読みください。
3 新たに法人を設立した場合等においては、法人設立届出書、消費税の新設法人に該当する旨の届出書、給与支払事務所等の開設届出書、収益事業開始届出書、外国普通法人となった旨の届出書、営業等開始申告書等を別途提出していただく必要があります。
また、この届出書の提出に伴って、青色申告の承認申請書、源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書等の提出期限が延長されることはありませんので、ご注意ください。
- 3 各欄は、次により記載してください。
(1) 「法人番号」欄には、法人番号（13 桁）を記載してください（提出日時点において、法人番号を有しない場合には、記載不要）。
(2) 「納税地」欄には、本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
なお、納税地が本店又は主たる事務所の所在地と異なるときは、この届出の対象となる所在地を記載してください。
(注) 納税地がマンション（アパート）等の場合には、マンション名、部屋番号等を併せて記載してください。
(記載例) ○○町×丁目×番△号 ○○マンション××号室
(3) 「参考事項」欄には、その他連絡先等の参考となる事項を記載してください。
(4) 「税務署整理欄」には、記載しないでください。
- 4 その他
(1) e-Tax をご利用になり、申告をされた方には、翌年分の申告書等の用紙は送付されません。
(2) 既に利用者識別番号を取得されている方が、この届出書を再度提出し、新たに利用者識別番号を取得した場合、新たな利用者識別番号では、古い利用者識別番号により提出した申告等の内容を確認することはできなくなります。